

A 社 質問及び回答

質問No	資料名	項	大項目	内容	質問内容	回答
1	募集要項	2	5 管理運営に係る経費	令和8年度に利用料金の改定を予定しており、指定管理料を提示する際は、現在の利用料金により算出し、増収分は市と協議のうえ、初年度の年度末に精算することとします。	増収分の定義をお示しください。	利用料金の改定につきまして、市民周知期間が短期間となり、十分な説明を行うことができないことから、令和8年度は現行の利用料金による運営とします。つきましては、募集要項に記載した年度末の精算は行いません。料金改定は、令和9年度から行いますので、指定管理料も再度協議となります。
2	募集要項	4	(4) 申請書類	(4) 申請書類 f 納税証明書（国税及び地方税に未納が無いことを証明する書類）	納税証明書（国税及び地方税に未納が無いことを証明する書類）はその3の3のご提出でよろしいでしょうか。	税務署発行の納税証明書「その3の3」の提出の他、本社所在地に係る法人都道府県民税及び法人市町村民税の納税証明書を提出してください。
3	募集要項	7	9 収支計画書の提案方法	(2) 指定管理料 仕様書及び別紙5「令和5・6年度施設利用者数及び収支状況参考資料」等を参考として、指定管理料を算出し、収支計画書に記載してください。 なお、当市では指定期間中の各年度の指定管理料を定額とすることを基本としています。	①貴市では令和8年度から利用料金の値上げを予定されておりますが、値上げ前に購入した（回数券・定期券など）について値上げ後は利用料金の差額を徴収するという認識でよろしいでしょうか。 ②差額調整がない場合、令和8年度から料金改定が行われると令和7年度の3月に回数券、定期券の購入が増え、令和8年度の利用料金収入が大幅に減収することが予想されます。貴市では各年度の指定管理料を定額とすることを基本としていますが、料金改定がある場合は例外として年度ごとの指定管理料を定額で提案しなくても良いという認識でよろしいでしょうか。	①質問No.1の回答のとおりです。 ②令和8年度は、料金改定を行いませんので、指定管理料の提案は、募集要項P2の記載のとおり、現利用料金により算定してください。令和9年度以降の指定管理料については、説明会で説明したとおり、再度協議するものとします。
4	仕様書	8	11 物品等の帰属	市は、備品の状態に応じて、指定管理者と協議のうえ入れ替えを行うものとし、指定管理者は、業務上必要な備品について、あらかじめ市と協議のうえ、自らの負担により購入又は調達できるものとする。	「備品の状態に応じて」市が入れ替えを行うとあるが、既に耐用年数を超えて事故の危険が予見される場合も、貴市において入れ替えを行う認識で宜しいでしょうか。	そのとおりです。 指定管理者からの報告に基づき、予算の範囲内での対応となります。